

○富谷市男女共同参画推進審議会規則

平成17年3月1日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、富谷市男女共同参画推進条例（平成17年富谷町条例第7号）第11条第6項の規定に基づき、富谷市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市内の各種団体から推薦される者
 - (3) 市内を代表する企業から推薦される者
 - (4) 一般公募による富谷市民
 - (5) 行政機関を代表する者
- 2 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(平19規則19・一部改正)

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。